

令和 7 年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 所管事項説明

- 1 教員による児童生徒への盗撮事案をふまえた対応について…………… 1

別冊 公立学校における盗撮防止に向けた緊急調査結果

令和 7 年 8 月 5 日
教 育 委 員 会

1 教員による児童生徒への盗撮事案をふまえた対応について

女子児童を盗撮し、SNSのグループチャットで動画や画像を共有したとして、6月24日までに、名古屋市および横浜市の小学校教員が、性的姿態撮影処罰法違反容疑で愛知県警に逮捕される事案が発生しました。

【事案後の動き】

6月25日	名古屋市長が全市立学校の教員約1万2,000人を対象に調査する方針を表明
6月30日	名古屋市長が第三者委員会を設置する方針を表明
7月1日	文部科学省が通知「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」を発出
7月3日	三重県教育委員会が県内の全公立学校を対象に緊急調査を実施
7月9日	緊急調査回答締切

本事案をふまえた三重県教育委員会の対応状況は、次のとおりです。

1 三重県教育委員会によるこれまでの取組

(1) 「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

令和4年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に先駆け、本県では、令和3年度から「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を実施しています。令和6年度も9月から10月にかけて、県立高等学校、特別支援学校高等部・中学部および公立中学校、義務教育学校後期課程の生徒を対象に実施しました。

本調査を通じて、各学校における実態を把握し、教職員一人ひとりが生徒との関わり方を見直す機会を設けています。

(2) 「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の設置

教職員による児童生徒性暴力等が行われた場合に早期発見・対応するため、令和6年4月1日、児童生徒性暴力等の通報および相談に対応する「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口を、県教育委員会事務局内に開設し、運用しています。

(3) 教職員向けコンプライアンス・ハンドブックの作成・活用

令和3年9月、服務の基本事項、不祥事発生に係る原因・背景や対応策をとりまとめた「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を作成しました。また、令和7年5月、当ハンドブックに「懲戒処分の指針」の一部改正、通知「県立学校における教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」、新たに作成した児童生徒性暴力等に関するコンプライアンス・ミーティング題材等の研修資料を反映させるなどの改訂を行いました。

(4) ハラスメント防止のための研修動画の作成

令和6年1月、ハラスメントへの理解を深め、児童生徒へのセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為を未然に防ぐことをねらいとした研修動画を作成し、全ての教職員が動画を視聴しました。

(5) 「懲戒処分の指針」の一部改正

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和4年4月施行）および「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年7月施行）等をふまえ、令和5年9月に、「懲戒処分の指針」の標準例のうち、「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント」の項目を、「児童生徒性暴力等」に改正しました。

なお、児童生徒性暴力等にかかる事案が発生した場合は、原則、懲戒免職処分の対象としています。

(6) 教員等採用時の「特定免許状失効者管理システム」（DB）による処分歴の確認

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、令和5年度から、正規教員は教員採用試験の1次試験合格発表後、また、三重県の公立学校での勤務経験がない講師は任用する際、「特定免許状失効者管理システム」を用いて、児童生徒性暴力による免許失効歴の有無を確認しています。

(7) 通知「教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について」の発出

令和7年6月27日付け教育長通知により、児童生徒性暴力等の根絶については、「児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりをしないこと」、「密室状態で児童生徒と1対1で対応しないこと」などを、県内全ての公立学校に周知徹底を図りました。

2 今回の事案をふまえた三重県教育委員会の取組

(1) 児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について

7月1日付け文部科学省通知「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について」を県内全ての公立学校に送付し、周知徹底を図りました。なお、本通知では、「教師の服務規律の確保の徹底」、「被害の未然防止」、「事案の早期発見・対応」が求められています。

【教師の服務規律の確保】

- ア 教師による児童生徒性暴力等の防止のための研修の実施
- イ 事案が発生した際、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底

【被害の未然防止】

- ウ 執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築
- エ 盗撮防止にあたり教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検
- オ 教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境づくり
- カ 教師のSNS等を用いた児童生徒等との私的なやりとりの禁止
- キ 教師個人のスマートフォン等の私的な端末による児童生徒等の撮影の禁止
- ク 児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出さないことの徹底

【事案の早期発見・対応】

- ケ 児童生徒性暴力等にかかる定期的なアンケートの実施
- コ 被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備

(2) 公立学校における盗撮防止に向けた緊急調査

①調査概要

7月3日から9日までの間に、県内の全公立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）を対象に、「公立学校における盗撮防止に向けた緊急調査」を実施しました。（アンケートシステムによる実施）

【調査内容】

- ・ 学校内で児童生徒が着替えを行う際の実態について
- ・ 敷地内における防犯カメラの設置状況について
- ・ 盗撮防止のための対策の現状について
- ・ 今回の事案を受けた対策について

②調査結果

調査結果は、**別冊**のとおりでした。また、アンケートシステムによる調査に併せて、一部学校には、ヒアリングによる調査も実施しました。

この調査を通じて明らかになった現状は次のとおりです。

【着替えの実態】

- ・体育等（水泳を除く）の授業の際、約3割の中学校および4割弱の高等学校で、女子が教室で更衣を行っている。
- ・水泳の授業の際、2割弱の小学校で、女子が教室で更衣を行っている。
- ・学校行事の際、4割の高等学校で、女子が教室で更衣を行っている。

【防犯カメラの設置状況】

- ・防犯カメラの設置目的の大半は、「外部からの侵入者対策」である。

【盗撮防止対策の現状】

- ・一部の学校では、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検やカメラ等が設置できない環境づくりなど、盗撮防止対策を講じているが、全ての学校で統一して取り組むまでには至っていない。

③調査結果等からみえてきた課題（考察）

【環境整備について】

- ・着替え専用の場所が確保できていない学校がある。
- ・更衣室等の定期的な点検やカメラ等が設置できない環境づくりなどについて、既に実施している学校の好事例を参考にしながら、一定の基準を策定する必要がある。
- ・防犯カメラの設置については、児童生徒や教員の人権への配慮など、さまざまな意見があることから、慎重な対応が必要である。
- ・教室の廊下側のカーテンの設置や学校所有のスマートフォンやタブレットの導入等を行う場合、予算の確保が必要である。
(小中学校においては、所管する市町等による予算の確保が必要となる。)

【児童生徒の撮影について】

- ・近年、各学校において、学校の魅力化・特色化のため、生徒の様子を積極的に学校のSNS等で外部に向けて発信しており、その際、利便性の高い教員個人のスマートフォン等を使用して撮影している実態がある。
- ・特別支援学校において、児童生徒がてんかん発作を起こした際には、その状況を動画で撮影し、その動画を医師に提供する必要がある。
- ・こうした状況がある中、教員が児童生徒等を撮影する際のルールづくりについては、学校運営や教育活動への影響をふまえた検討が必要である。

3 今後の取組の方向性

上記2をふまえて、新たに設置したワーキンググループ（構成：事務局や現場の教員等）や、コンプライアンス推進委員会（構成：関係課長）を中心に、好事例を参考にしながら、盗撮防止対策を検討したうえで、実現可能なものから順次着手していきます。

【教師の服務規律の確保】

○教員への研修

県立学校においては、2学期に、全ての教職員を対象に、現在作成中の「児童生徒性暴力等に関する動画」による研修および事例シートを用いたコンプライアンス・ミーティングを実施します。また、小中学校においては、市町等教育委員会に対して、同様の研修を実施するよう要請していきます。

【被害の未然防止】

○教員個人の私的な端末や学校の端末で撮影した際のルール、画像を保存する際のルールづくり

学校運営や教育活動への影響もふまえつつ、教員個人の私的な端末を使用して児童生徒等を撮影する必要がある場合のルールや手続き等について、2学期が始まる9月までに策定できるよう、検討を進めます。

○教室等の定期的な点検のあり方

2学期始業後の早い段階で、県立学校において、教室等の点検を実施します。また、小中学校においては、市町等教育委員会に対して要請していきます。

定期的な点検に関しても、その方法や頻度等について検討します。

【事案の早期発見・対応】

○児童生徒性暴力等を防止するための定期的な取組の実施

児童生徒性暴力等に関して、セルフチェックシートを活用し、定期的に自らの行動を振り返る取組や、事例シートを用いたコンプライアンス・ミーティング等を実施します。

○「教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の公立小学校での実施

公立小学校での実施については、児童の発達段階をふまえて質問項目等を工夫する必要がある、市町等教育委員会の意見もふまえ、検討します。

○相談窓口の多様化

現在運用している電話による相談窓口に加えて、児童生徒や保護者がより相談しやすくなるよう、SNS等による相談窓口の設置を検討します。

○児童生徒への性教育、情報モラル教育の充実

児童生徒が自ら盗撮を含む性暴力を未然に防ぐ力を身に付けられるよう、また、スマートフォン等の誤った使い方によるトラブルを招くことがないよう、児童生徒への性教育および情報モラル教育の充実について、検討します。

信頼される教職員であり続けるために

～不祥事の根絶に向けて～

学校教育は、教職員が自らの崇高な使命を深く自覚したうえで、児童生徒はもとより、保護者や地域の皆さんとの信頼関係によって成り立っています。教職員の皆さんは、教育に対する情熱と使命感を持って、子どもたち・保護者・地域と向き合い、信頼関係を築くための努力を積み重ねているところです。

しかしながら、近年、一部の教職員による不祥事が相次いで発生しており、学校教育に対する県民の信頼が大きく損なわれる極めて深刻な事態にあります。そのため、私たち教職員一人ひとりは、この危機的な現状を自分事として受け止め、改めて、教職員としての誇りと高い倫理観を持ち、自らの襟を正しつつ、同僚の気がかりな行為に対して互いに指摘し合える環境づくりに、学校全体で取り組んでいく必要があります。

三重の未来を担う子どもたちの健全な育成を図るため、まずは、教職員一人ひとりがコンプライアンス意識の感度を高めるとともに、不祥事を絶対に「起こさない」という強い意志を持ちましょう。また、全ての学校において、同僚に不祥事を「起こさせない」という職場風土を形成し、不祥事を根絶することにより、子どもたち・保護者・地域・同僚に信頼される教職員であり続けましょう。

令和7年1月

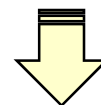
三重県教育委員会

教職員としての使命・責務

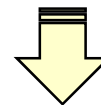
三重の未来を創る児童
生徒の成長にかかわる
崇高な使命

児童生徒の将来を
預かる
重大な責務

- 児童生徒に社会のルールを教え、人の道を説くなど、児童生徒の人生に大きな影響を与える役割を担うため、教職員自らが、重要なロールモデルとなる必要があります。
- 学校、家庭、地域の連携・協働を一層推進することにより、児童生徒の成長を支えるとともに、将来の地域社会や産業を担う人材を育成する役割があります。



教職員には高い倫理観が求められています。



三重の教職員としての誇りを持ちましょう！

不祥事の根絶に向けた行動規範

- 教職員一人ひとりが不祥事を「絶対起こさない」との強い意志を持つ
- 勤務時間のみならず、24時間365日、社会規範やルール、マナーを遵守する
- お互いが声を掛け合い、風通しのよい職場づくりに取り組む

不祥事発生における共通の背景

- ・「自分には関係ない」、「これくらいなら大丈夫」という過信
- ・自分勝手な思い込み
- ・自分の欲求のまま行動

児童生徒性暴力等の3つのきっかけ

- ・SNSの私的なやりとり
- ・密室での1対1の指導
- ・許可なく自家用車に乗せる

体罰・不適切な言動の3つの背景

- ・児童生徒のためと思った指導のあり方と、社会の常識とのずれ
- ・適切な言葉での説明力不足
- ・一人で指導しきらなければならないといった焦り

8

* 近年発生した不祥事について

刑法の一部改正(令和5年7月)

16歳未満の子どもに対して、**同意の有無にかかわらず**性交等やわいせつ行為をすると、「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

道路交通法の改正(令和6年11月)

酒気帯び運転の「車両」には、**自転車**も含まれます。

児童生徒性暴力等

- ・学習指導をする際、嫌がっていないと勝手な解釈をして、生徒の太ももを触ったり、キスをしたりした。(免職)
- ・商業施設内において、スマートフォンを女性のスカートの下に差し入れて、盗撮した。また、校内の女子トイレに侵入し、小型カメラを設置した。(免職)

体罰・不適切な言動

- ・予定帳を書かせる際、生徒が見本を破ったため、腹を立て、こぶしで頭頂部を殴り、けがを負わせた。(減給1/10 1月)
- ・部活動で、生徒に至近距離からノックをして、けがを負わせたり、昼食をとらせず、長時間走らせたりした。また、生徒に不適切な発言をした。(減給1/10 1月)

飲酒運転

商業施設の駐車場で缶チューハイを飲酒し、直後に自家用車を運転した。その後、自車の左前方部をガードパイプに接触させる事故を起こした。(免職)

私的流用及び窃盗

生徒から預かった部費を私的に流用したり、同僚の引き出しから現金を窃盗したりして、借金の返済や生活費に充てた。(免職)

地方公務員法に定める**身分上の義務**は、勤務している時間以外にも及びます。

差別行為

土地の仲介業者に対して、被差別部落の土地は避けたい旨の意思表示を行うなど、教育公務員が差別を行ったことで、県知事より説示を受けた。(減給1/10 1月)

不祥事による代償

児童生徒の人生を狂わせる

積み上げてきた学校教育の信用失墜

仕事が続けられなくなる

教委第20-121号
令和元年7月11日

各 県 立 学 校 長 様
各市町等教育委員会教育長

三重県教育委員会教育長

教職員と生徒・保護者との SNS 等の使用に係る適切な取扱いについて（通知）

昨年度、教職員によるわいせつ行為、飲酒運転などの重大な不祥事が相次ぎ、児童生徒や保護者をはじめとする県民の学校教育に対する信頼が大きく揺らいでいます。

このため、平成31年1月に「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」を策定し、これまでの不祥事について、事案発生に至るまでの経過をたどり、問題の根本はどこにあるのか、それぞれの場面でどのような対応をとるべきであったのかを分析しました。3月には「不祥事の分析及び対応策」をとりまとめ、不祥事の根絶に取り組んでいるところであり、児童生徒へのわいせつ行為の対応策のひとつとして、SNS やメールで児童生徒と公務上必要な連絡以外は行わないこととしています。

今回、SNS 等^(※注)について、教育活動における利便性を損なうことなく適切に使用することができるよう、別紙「県立学校における教職員と生徒・保護者との SNS 等の使用に係る適切な取扱いについて」をとりまとめました。

県立学校におかれましては、全職員に周知し、SNS 等の使用に係る適切な取扱いについて徹底してください。

各市町等教育委員会におかれては、別紙を参考に、各市町等の実情に合ったルール及び留意点を確認し、適切な使用を徹底してください。

(※注)「SNS 等」とは、携帯電話等による通話に加え、メッセージアプリや電子メール等、個人間で情報がやりとりできる通信伝達手段の総称をいう。

事務担当

教育委員会事務局教職員課

県立学校人事班 059-224-2956

小中学校人事班 059-224-2958

(別紙)

県立学校における教職員と生徒・保護者との SNS 等の使用に係る 適切な取扱いについて

三重県教育委員会

1 教職員から生徒に対して、SNS 等 ^(※注1) を使用して職務に関すること ^(※注2) 以 外の連絡は絶対に行わないこと。

(※注1)「SNS 等」とは、携帯電話等による通話に加えて、メッセージアプリや電子メール等、個人間で情報がやりとりできる通信伝達手段の総称をいう。

(※注2)「職務に関すること」とは、学級担任、部活動顧問等、学校において教職員が果たすべき任務に関することをいう。(例：校外学習における緊急連絡、天候による練習会場や時間の変更連絡 等)

2 教職員から生徒に対して、SNS 等を使用して職務に関することを連絡する場合、 次のことに留意すること。

(1) 生徒への連絡は、直接対面または書面で伝えることを基本とし、SNS 等による連絡が常態化しないよう、次のことに留意すること。

- ① 生徒から連絡先等を取得する教職員は、文書等により利用目的を保護者に知らせたうえで、生徒本人の同意を得て取得すること。
- ② 連絡は生徒とやりとりを繰り返す内容を避け、例えば、日時や出欠の連絡など教職員からの伝言だけで済む内容、生徒の回答を確認できればよい内容とすること。
- ③ 早朝や深夜の連絡は行わないなど、連絡を行う時間帯に配慮すること。
- ④ 個人情報の扱いには十分に注意するとともに、利用目的を終えた個人情報は削除すること。

(2) 連絡には丁寧な言葉遣いを心がけ、送信前には内容に不適切な表現等がないか再度確認をすること。

(3) 教職員と生徒の1対1のやりとりは避け、他の教職員(担任・顧問)にも同時に連絡を行うなどの対策を行うこと。

3 生徒や保護者から教職員に対する連絡について、次のことに留意すること。

- (1) 緊急時の連絡先として、教職員個人の連絡先を伝える場合は、利用目的を明確にしておくこと。
- (2) SNS 等により生徒や保護者から相談等があった場合、緊急の場合を除き、学校の電話からかけ直す、学校や家庭訪問で面談を行うなどの対応を行うこと。また、自分だけの判断で対応するのではなく、管理職等と内容を共有し、組織的な対応を行うこと。
- (3) 生徒にはホームルーム等で、保護者には文書（参考様式）や PTA の会議等により、この取扱いの趣旨を周知し、教職員への連絡は、学校の電話番号を通じて行うよう促すこと。

4 教育活動において教職員と生徒が SNS 等を使用している学校において、校内でルールや注意事項を定める必要がある場合は、この取扱いと合わせて生徒及び保護者に周知すること。

※ SNS 等の使用にあたり、教職員は次のことに留意すること。

- ・ SNS 等の使用にあたっては、「三重県職員のソーシャルメディア利用ガイドライン」^(※注3)に留意し、法令を遵守するとともに教職員としての自覚と責任を持って行うこと。
- ・ 教職員個人が、生徒・保護者以外に対して、生徒の特定できる画像や動画を発信しないこと。

(※注3)「三重県職員のソーシャルメディア利用ガイドライン」

三重県 Web ページ内 URL: <http://ss140094/socialmedia/68084043328.htm>

ひとりで悩まず相談しよう



保護者や担任の先生、養護の先生、
スクールカウンセラーなどに相談しましょう！
みんなあなたの味方です。

★印は保護者からの相談にも対応します。

子ども専用相談窓口

子どもSNS相談みえ 平日 17:00～22:00

令和7年度は、4、9、10、11、1、3月に土日祝日も実施（年末年始は除く）
中学生、高校生のみなさん、いじめ等について悩んだときは、気軽に相談してください。



令和8年
3月末までの
二次元コードです

チャイルドヘルプライン MIEネットワーク（全般的な悩み相談）電話・チャット・メール

こどもほっとダイヤル（通話料無料）
Tel 0800-200-2555
毎日13:00～21:00（年末年始は休み）

チャイルドライン（通話料無料）
Tel 0120-99-7777
毎日16:00～21:00（年末年始は休み）



子ども弁護士ダイヤル（三重弁護士会）
Tel 059-224-7950 月～金曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00

いじめ、体罰、虐待など、「子どもの人権問題」に関する、子どもからの相談を無料で受け付けています。専用電話番号で受付を行い、弁護士から折り返し電話します。三重県内にお住まいか、三重県内の学校又は職場に通学・通勤されている方に限ります。

あなたはひとりじゃない（18歳以下向け）

孤独・孤立で悩みを抱えている方が、各種支援制度や相談先を探せる自動応答によるシステムです。また、よくある質問とその回答や専門家からの情報を掲載しています。



こどもの人権SOSチャット
（法務省人権擁護局）
平日 8:00～17:15



LINEじんけん相談
（法務省人権擁護局）
平日 8:00～17:15



←友だち登録



非行・犯罪行為などの相談



★三重県警察少年相談 110番
Tel 0120-41-7867（通話料無料）
月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始除く）

★少年サポートセンター
北勢少年サポートセンター Tel 059-354-7867
南勢少年サポートセンター Tel 0596-24-7867
月～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始除く）

★三重法務少年支援センター
Tel 059-222-7080
月～金曜日 9:00～17:00

中勢少年サポートセンター Tel 059-227-7867
伊賀少年サポートセンター Tel 0595-64-7837

ネットトラブル相談

★違法・有害情報相談センター
（ネットトラブル）

インターネット上の誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害、人権侵害、著作権侵害などに関する書き込みへの対応や削除要請方法、その他トラブルに関する対応方法などについての相談窓口



★三重県消費生活センター
（契約トラブルなど）
Tel 059-228-2212
平日9:00～12:00, 13:00～16:00
（祝日、年末年始を除く）



きょういく かてい そうだん 教育・家庭相談



きょういく そうだん

★教育相談

(子どもの心やからだの問題、不登校の相談)

Tel 059-226-3729

月水金 9:00～21:00 火木 9:00～17:00

面接相談の予約もできます。

かてい そうだん

★こども家庭相談

(子育てに関する悩み相談)

Tel 059-233-1425

毎日13:00～21:00 (12/29～1/3を除く)

いじめ 不登校 体罰などの相談

でんわ そうだん

★いじめ電話相談 (いじめ)

Tel 059-226-3779 毎日24時間

★子どもの人権110番

(いじめ、不登校、体罰など)

Tel 0120-007-110

平日のみ 8:30～17:15 (通話料無料)

★みえ不登校支援ネットワーク (不登校)

Tel 059-213-1116 (予約番号) 月～金曜日9:30～17:30 (予約制)

電話での完全予約制で、事務局が予約を受け付けています。(電話での相談はできません)

じかん こども

★24時間子供SOSダイヤル (いじめなど)

Tel 0120-0-78310 毎日24時間 (通話料無料)

★子どもの人権SOS-eメール

(法務省人権擁護局)



じどう ぎゃくたい そうだん 児童虐待などの相談



みえけん じどう そうだん

★三重県児童相談センター

北勢児童相談所 Tel 059-347-2030

中央児童相談所 Tel 059-231-5666

伊賀児童相談所 Tel 0595-24-8060

電話相談だけでなく、面接相談の予約もできます。

鈴鹿児童相談所

Tel 059-382-9794

南勢志摩児童相談所

Tel 0596-27-5143

紀州児童相談所

Tel 0597-23-3435

せいぼうりょく ひがい そうだん DV・性暴力被害などの相談

せいぼうりょく ひがいしゃ しえん

★みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」

Tel 059-253-4115 または #8891

10:00～16:00 (土日祝日、年末年始除く)

みえけん

にんしん

せいぼうりょく

そうだん

★三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談

(LINEによる相談)

二次元コードから友だち登録して相談



★教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談窓口

★県立学校の場合

三重県教育委員会 教職員課 県立学校人事班

Tel 059-224-2956

月～金曜日 8:30～17:15

★公立小中学校、義務教育学校の場合

三重県教育委員会 教職員課 小中学校人事班

Tel 059-224-2958

月～金曜日 8:30～17:15

★県立学校、公立小中学校、義務教育学校【共通】

三重県教育委員会 研修企画・支援課 教育相談班

Tel 059-226-3516

月・水・金曜日 9:00～21:00 火・木曜日 9:00～17:00



せい たようせい かん そうだん 性の多様性に関する相談



そうだん

★みえにじいろ相談

Tel 059-233-1134

毎月 第1日曜日 13:00～19:00

第3金曜日 14:00～20:00

そうだん

SNS相談 (LINEによる相談)

二次元コードから友だち登録して相談

毎月 第2金曜日 14:00～20:00

第4日曜日 13:00～19:00

